

久納会計セミナーのご案内

「信託を利用した新しい相続・事業承継対策」 ～その仕組みと活用事例～

主な内容

- 1) 信託の仕組み
- 2) 自社株相続への応用例
- 3) 不動産賃貸業への応用例
- 4) 信託で可能になること、遺言との比較 など

日本ではなじみの浅い信託ですが、欧米では信託の活用が進んでいます。最近ようやく信託に関してセミナーも開かれるなど、日本でも利用が始まってきた感があります。

今回の講師は、一般社団法人民事信託活用支援機構の理事でもある石脇俊司さんにお願ひしました。石脇さんは長年信託会社にお勤めされ、これまで多くの相続・事業承継に携わってこられました。それらの経験を含め、お話しいたします。

なお、当事務所所長の久納幹史も最近の相続事例などについて、少しお話させていただきます。ご多忙中とは思いますが、お知り合いの方をお誘い合わせの上是非ご参加ください。

【講師】 石 脇 俊 司 一般社団法人 民事信託活用支援機構 理事
久 納 幹 史 久納公認会計士事務所 所長

【日時】 6月2日(金) 13:30 受付開始
14:00 開講 17:00 まで

なおセミナー後 17:30 より懇親会(会費 4000 円程度)を予定しております。

【会場】名古屋クレストンホテル

(名古屋パルコ西館9階 地下鉄「矢場町」駅徒歩3分 TEL 052-264-8010)

【申し込み】

- ① お申し込みはお電話か、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。
- ② 参加費用は無料です。なお、定員に限りがあるため、お早めにお申し込みください。

【お問合せ】久納公認会計士事務所 「セミナー」係まで

TEL 052-262-5608

セミナー受講申込書

FAX 052-262-5602(このままFAXして下さい)

お名前 _____

セミナー参加人数 _____ 名 懇親会参加人数 _____ 名

会社名 _____

連絡先 TEL _____

< 講師 石脇俊司氏の略歴 >



・日本証券アナリスト協会検定会員、CFP、宅地建物取引士資格取得

・外資系生命保険会社、日系証券会社、外資系金融機関を経てベルニナ信託株式会社（現在、株式会社FPG信託）

に入社。ベルニナ信託では、企業オーナーや資産家の顧客に対し、オーダーメイドな信託を作る営業に携わった。

・2015年、民事信託を活用した事業承継、資産承継対策を広めるために独立（FPG信託退社時の最終職位は信託営業部長）。

2015年、一般社団法人民事信託活用支援機構の設立に関与し、現在同法人の専務理事を務める。民事信託活用支援機構は、

税理士、弁護士、司法書士などの専門家を会員とする会を組織し、専門家と連携して民事信託の活用に向けた支援業務を行っている。

著書：民事信託ワークブック（法令出版）、

信託を活用したケース別相続・贈与・事業承継対策、『危ない』民事信託の見分け方（ともに共著日本法令より出版）

（内容の補足：信託方式の利点）

- 1 信託では次世代の財産の行き先も決められます（遺言では出来ません）。
- 2 信託では株式について、配当を受ける権利と議決権を分離することが出来ます。
- 3 信託では資産の管理は受託者が行い、相続人（信託の受益者）は収入を得るのみで、管理する必要はありません。